

豊田市前金払事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、豊田市予算決算会計規則（昭和63年規則第23号。以下「規則」という。）第62条の規定に基づく公共工事の前金払に関する事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(前払金の額)

第2条 前払金の額は、契約金額の100分の40以内とする。

(複数年度にわたる契約における前金払)

第3条 継続費に係る、複数年度にわたる契約（以下「複数年度契約」という。）における前金払は、当該契約に基づく各年度の出来高予定額に対して行うこととする。

2 債務負担行為に基づく、複数年度契約における前金払は、当該契約に基づく各年度の出来高予定額に対して行うこととする。

3 前2項における各年度の前払金の額は、当該年度までの出来高予定額の累積額の100分の40から前年度までの前払金の累積額を差引いた額以内とする。

4 前項の方法によって前払金を支払うことが適当でない場合は、各年度の年割額の範囲内で支払いができる場合に限り、次の各号に定める方法で支払うことができる。

(1) 年度末に契約する場合には、初年度及び翌年度の出来高予定額に対する前払金を初年度に支払い、翌年度は前払金を支払わない（中間前払金を除く。）。以後の年度の支払方法は、前項のとおりとする。

(2) 当該工事の特殊な事情により前号の方法によることが適当でない場合は、この限りではない。

5 繰越明許費に係る翌年度にわたる契約における前金払は、契約締結の当初における契約金額の総額に対して行うこととする。

(中間前払金の認定)

第4条 契約年度に完成する契約（以下「単年度契約」という。）における、規則第62条第2項に規定する追加の前金払（以下「中間前払」という。）を受けるための要件は、次の各号すべてに該当する場合とする。

(1) 契約時に前金払を受けていること。

(2) 契約期間の2分の1を経過していること。

(3) 出来高設計金額が、契約金額の2分の1以上であること。

(4) 部分払の請求をしていないこと。

2 複数年度契約における、中間前払は当該契約に基づく各年度の出来高予定額に対して行うこととし、必要となる要件は次の各号すべてに該当する場合とする。

- (1) 当該年度の前金払を受けていること。ただし、前条第4項第1号の方法によって前金払を行う場合を除く。
- (2) 当該年度の工事実施期間の2分の1を経過していること。
- (3) 当該年度の出来高設計金額が、当該年度の出来高予定額の2分の1以上であること。
- (4) 当該年度の部分払の請求をしていないこと。

(前払金の端数処理)

第5条 前払金(中間前払金を含む。)の額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることとする。ただし、複数年度契約における各年度の前払金(中間前払金を含まない。)の額の端数金額は、完成年度に一括して支払うこととする。

(前金払の有無等の明示)

第6条 前金払の対象となる公共工事については、入札条件としてあらかじめ入札者に対しこれを明示するものとする。

2 前払金の額は、契約書に記載するものとする。ただし、中間前払金の額は記載しない。

(前金払の請求)

第7条 単年度契約における前金払の請求は、次の各号に定める方法で行う。

(1) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」とする。)を締結し、その保証証書及び前払金請求書(以下「請求書」という。)を契約課に提出する。

(2) 前号の請求期間は、工事着手後から工事完了日の21日前までとし、請求回数は1回とする。

(3) 前払金の全部又は一部について請求を行わなかった場合、再度請求を行うことはできないこととする。

2 複数年度契約における各年度の前金払の請求は、次の各号に定める方法で行う。

(1) 当該年度における前払金の保証契約を締結し、その保証証書及び請求書を契約課に提出する。

(2) 前号の請求期間は、初年度は工事着手後から当該年度末日まで、翌年度以降は当該年度4月1日以降から当該年度末日まで及び最終年度は当該年度4月1日以降から工事完了日の21日前までとし、各年度の請求回数は1回とする。

(3) 当該年度の前払金の全部又は一部について請求を行わなかった場合、再度請求を行うことはできないこととする。

(中間前金払の請求)

第8条 中間前金払の請求は、次の各号に定める手順によって行うこととする。

(1) 契約者は、中間前金払認定請求書兼履行報告書(様式1 以下「認定請求書」という。)を工事担当課に提出する。このときの履行状況は契約者の判断による。

- (2) 工事担当課は、認定請求書に基づいて履行状況を審査し、第4条に規定する条件を満たしているか否かを判断する。
 - (3) 工事担当課は、前号の審査結果を中間前払金認定・却下調書（様式2 以下「認定調書」という。）により、契約者に通知する。
 - (4) 契約者は、中間前払金の認定を受けた場合は、中間前払金の保証契約を締結し、その保証証書、請求書及び認定調書を契約課に提出する。
- 2 前条第1項第2号及び第3号並びに第2項第2号及び第3号の規定は、これを準用する。
 - 3 中間前払金を行ったときは、部分払は行わないものとする。ただし、複数年度契約の場合は、当該年度末における部分払は行うことができる。

（契約金額の変更に伴う前払金の増減）

- 第9条 契約金額を著しく増額した場合にあっては、増額後の契約金額の第2条で規定する額の範囲内（中間前払金の支払を行っているときは、増額後の契約金額の第2条で規定する額及び増額後の契約金額に対する中間前払金額の合計額）から支払済みの前払金の額を差し引いた額以内の額の前払金をすることができる。この場合の請求方法は第7条の規定を準用し、規定中「前払金の」とあるのは「増額分の前払金の」と読み替えるものとする。
- 2 契約金額を著しく減額した場合にあっては、支払済みの前払金の額が減額後の契約金額の100分の50（中間前払金の支払を行っているときは100分の60）を超えるときは、市長の指定する日までにその超過額を返還させることができる。
 - 3 前2項において、契約残期間が30日未満のときは、前払金の増額又は減額は行わないものとする。

（部分払をする場合の前払金の精算方法）

- 第10条 前払金を行ったときにおける部分払の額は、部分払をしようとする額から前払金の額に出来高の割合を乗じて得た額を差し引いた額とする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成21年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の前払金事務取扱要領の規定は、平成21年10月1日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお、従前の例による。

(様式2)

中間前金払認定・却下調書

契 約 者	
工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
契 約 金 額	円
出 来 高 率	%

上記の工事について、その進捗状況を調査したところ、中間前金払を
満たしていることを認定
することができる要件を
満たしていないので却下
します。

平成 年 月 日

豊田市西町3丁目60番地

豊田市長

印